

香川高等専門学校外部評価委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校外部評価委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、香川高等専門学校の点検評価を踏まえ、今後の教育・研究並びに学校運営の一層の発展・充実に資するため、第 3 条に定める外部評価委員による次の各号に掲げる事項を評価する。

- 一 教育理念、目的、目標及び方針に関すること。
- 二 教育活動に関すること。
- 三 学生支援に関すること。
- 四 研究及び地域連携に関すること。
- 五 国際交流に関すること。
- 六 管理運営及び施設整備に関すること。
- 七 その他委員会が必要と認める事項

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、校長が評価項目に関し、十分な評価能力を有すると認められる学外の評価委員をもつて組織する。

- 2 委員は、校長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(代理者の出席)

第 5 条 第 3 条の委員は、やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、当該評価委員があらかじめ指名した代理者を、委員会に出席させることができる。

(評価実施方法)

第 6 条 委員会は、資料による調査、本校で実施するヒヤリング及び実施調査等で評価を実施する。

(事務)

第7条 外部評価の実施に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。